

政策 5 雇用・定住の促進

目 的

若年層や離転職による求職者、U・Iターン希望者等の県内産業への就業支援や県内産業が必要とする人材の育成、就業環境の改善を促すことにより、県内企業への就業と定着率の向上を図り、定住人口の拡大を目指します。

現 状 と 課 題

雇用を取り巻く状況は、県内においても改善傾向が見られますが、大都市部での雇用拡大に伴い、若年者を中心に県外への就職者が増加しています。

県内では、必要な人材が確保できない企業が見受けられる一方で、有効求人倍率は全国平均より低い水準にとどまっています。

就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労働相談件数は増加しています。

県外で活躍している島根出身者や学生の中には、ふるさとで就職を希望する人も多くいます。また、都市住民の中でも田舎暮らしへの関心が高まっています。

取 組 み の 方 向

企業が求める人材の育成や雇用のマッチング支援などにより県内就職を促進します。多様化する雇用形態や就業形態において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境に向けた取組みを推進します。

U・Iターン希望者が求めている雇用や住居など、総合的な定住情報の提供を行うとともに、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働してU・Iターンを促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
完全失業率	2.8%	➡	2%台
県及び市町村の支援による U・Iターン者数（4年間）	-		800人

完全失業率は、就職意欲はあるが就職できない人の割合です。雇用情勢が好転した平成 17 年度以降の数値である 2%台の維持を目指します。

（財）ふるさと島根定住財団の取組み（「産業体験事業」「無料職業紹介事業」）等と各市町村の取組みによるU・Iターン者の合計人数です。年間 200 人程度を目指します。

県が実施する施策

産業人材の育成	・・・	P-134-
雇用・就業の促進	・・・	P-136-
就業環境の整備	・・・	P-138-
U・Iターンの促進	・・・	P-140-

県民の皆さまへ

県内企業への関心を高め、関係機関が行う県内企業の採用情報の提供、就職相談、企業見学会、インターンシップ、職業訓練等を積極的に活用してください。

U・Iターンを希望する方や、その御家族・知人などの方々は、「(財)ふるさと島根定住財団」が提供する総合的な定住情報や産業体験、無料職業紹介などを活用ください。

事業主の皆様は、新規学校卒業者向けの求人情報の早期提供や、業務内容などの情報発信を積極的に行ってください。

〔取組み事例〕

【U・Iターン者の定住促進】

「結まーるプラス」は、地域の自立のために働きたいという熱い思いと危機感を持った江津市桜江町の住民により設立されたNPO法人です。田舎暮らしに関心を持つ都市住民を対象とした「田舎暮らしツアー」や、各種の体験交流事業などを積極的に展開し、U・Iターン者の定住促進など地域の活性化に取り組んでいます。

【地域で活躍する技術人材の輩出】

松江工業高等専門学校では、進路決定前の学生に地域産業への関心を高めてもらうための講義を開講しています。この講義は、県内の産業界等から講師を招き、地域産業の現状や今後の展開、実践的な知識や幅広い見識に基づいた新規性のある情報などを提供するもので、地域で活躍する優秀なエンジニアの輩出につながっています。

【企業の連携による職業訓練の取組み】

職業訓練法人「安来地域能力開発振興協会」では、中核的な産業である機械金属関連産業を中心に、一企業では困難な従業員の技能・技術力向上のため、地域の企業が連携して職業訓練を積極的に実施するなど、地域ぐるみで人材育成に取り組んでいます。

政策 6 産業基盤の維持・整備

目的

産業活動や地域間交流を支える高速道路の整備を推進するとともに、航空路線の維持・充実を図ることにより、県外や県内各地との時間距離の短縮など、利便性の向上を図り、人や物の交流拡大を目指します。

県内全域において、超高速情報通信が利用できる環境の実現を目指します。

現状と課題

大都市圏から離れている島根にとって、高速交通及び情報通信ネットワークは、産業の振興を図る上で極めて重要です。

県内の高速道路の整備率は50%です。全国（70%）と比べて大きく遅れており、早期の整備が求められています。


大都市圏や国外と短時間で結ぶ航空路線の維持・充実を図っていく必要があります。情報通信の主流といえる光ファイバーなどによる超高速インターネットは、産業活動に欠かせない基盤となっています。

取組みの方向

山陰道及び中国横断道尾道松江線の早期整備を図るとともに、航空路線や港湾の維持・充実に努めます。

市町村・民間通信事業者と連携して、光ファイバーなどによる超高速インターネットサービスの普及など地域の実情に応じた整備を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	平成19年度		平成23年度
高速道路供用率	50%		55%
光ファイバーによる超高速インターネットサービス利用可能世帯率	57.0%		62%

高速道路供用率は、計画延長に対する通行可能となった延長の割合です。

光ファイバーによる超高速インターネットサービスの利用可能な基盤が整備され、接続が可能な状態となっている世帯の割合です。

県が実施する施策

情報通信基盤の整備促進	・・・	P-142-
高速道路網の整備	・・・	P-144-
航空路線の維持・充実	・・・	P-146-
空港・港湾の維持・整備	・・・	P-148-

県民の皆さまへ

高速道路は、災害や事故発生時の代替路線や、高度医療施設への搬送時間短縮のためにも必要です。暮らしの安全・安心を願う立場から、多くの方々に高速道路が早くつながるよう、応援していただいています。

島根県では、沿線自治体や関係団体などと協力して、高速道路の利用促進に取り組んでいます。自動料金收受システム（ETC）を利用していただくと、料金所をスムーズに通過できるとともに、通勤割引などいろいろな割引制度が適用となります。県民の皆様が利用しやすいよう、今後も ETC 割引制度の充実に取り組んでいきますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

〔取組み事例〕

【高速道路の早期整備に向けた取組み】

「ゆうひライン女性の会」は、浜田益田間の山陰自動車道早期整備を願い、また、生活者の視点から、これからの高速道路づくりや、高速道路を活用した地域づくりについて考えるため、益田市・浜田市在住の女性で結成された団体です。勉強会の開催や、高速道路工事現場の視察などを行い、早期整備を願う声などを県内外に発信しています。

【空港の利用促進に向けた取組み】

「益田商工会議所青年部」は、萩・石見空港の利用促進に向けて、首都圏や関西圏での街頭キャンペーン、マスコミに対する PR 活動、さらには地元での意見交換会の実施、空港でのイベント開催、住民に対する空港利用の呼びかけなど、他の団体と一体となつての積極的な活動を展開しています。

政策 1 安全対策の推進

目 的

- 様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取り組みや交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。

県内の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、犯罪の内容は悪質・巧妙化しています。

交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高いものとなっています。

消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。

BSE 問題、食品の産地や品質、賞味期限などの偽装表示及び残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。

県民との協働による地域防犯活動や交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。

トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。

生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
犯罪率	8.2 件 / 千人	➡	7.2 件 / 千人
交通事故年間死者数	42 人		40 人以下
日頃から地震など災害への備えに取り組んでいる人の割合	19.7%		35%
自主防災組織率	37.5%		50%

人口千人当たりの刑法犯認知件数です。

交通事故発生から 24 時間以内に死亡した年間の死者数です。

「県政世論調査」で「日頃から地震などの災害への備えに取り組んでいる」と答えた人の割合です。

自主防災組織が組織されている地域の世帯数の総世帯数に占める割合です。

県が実施する施策

危機管理体制の充実・強化	・・・	P-152-
消防防災対策の推進	・・・	P-154-
原子力安全・防災対策の充実	・・・	P-156-
治安対策の推進	・・・	P-158-
交通安全対策の推進	・・・	P-160-
消費者対策の推進	・・・	P-162-
災害に強い県土づくり	・・・	P-164-
食の安全の確保	・・・	P-166-

県民の皆さまへ

普段から、災害が起きた場合の避難場所や行動の仕方などについて家族や自治会で話し合っておきましょう。

一人ひとりが交通ルール・マナーを遵守し、地域ぐるみで交通弱者である子どもや高齢者等を交通事故から守りましょう。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、一人ひとりが「自分たちの地域は自分で守る」という意識を持ち、地域ぐるみで防犯活動に取り組みましょう。

消費者被害に巻き込まれないよう、お互いに声を掛け合いましょう。

〔取組み事例〕

【地域におけるボランティア団体の活動】

島根県内では、300を超える防犯ボランティア団体が結成され、安全で安心なまちづくりに向けた取組みが進められています。特に、出雲市においては、40の団体により「出雲地区防犯ボランティア連合会」が設立され、青パト（青色回転灯を装着した車両）による登下校時のパトロール、沿岸地区での週末深夜パトロール、青パトの導入研修会や青色防犯灯普及に向けた活動などを行っています。

また、「出雲市総合ボランティアセンター運営委員会」では、災害時におけるボランティアマニュアルを出雲市社会福祉協議会などとともに作成し、被災者支援活動の普及に向けた活動を行っています。

【食の安全を確保する取組み】

島根県養鶏協会は、鶏卵の生産・流通過程をインターネットでチェックできる鶏卵トレーサビリティを導入しています。店頭表示している二次元バーコードを使い、携帯電話では生産者の名前や住所などを調べることができ、また、インターネット上では鶏種や鶏舎構造、飼料、衛生管理などの詳しい生産者情報を確認することができます。

政策 5 生活基盤の維持・確保

目 的

医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能が、地域の実情に即した様々な仕組みやサービス提供形態によって維持・確保できる社会を目指します。
道路網や下水道等が整備され、子育て家族や高齢者にも住みやすい生活環境の確保を図ります。

現 状 と 課 題

中山間地域においては、人口減少と高齢化により地域の担い手が不足するなど、地域社会の機能が低下し、維持が困難となっている集落や消滅のおそれがある集落も出現しています。
中心市街地の空洞化等により自家用車を利用できない高齢者の生活に支障が生じるなど、都市部においても問題が生じています。
通学、通院、買い物等を支える地域生活交通を確保する必要があります。
快適な居住環境に不可欠な污水处理施設の整備は、全国に比べ大きく遅れています。

取 組 み の 方 向

中山間地域を中心として、地域社会の機能の維持・回復を図るために、多様な主体による地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを進めます。

都市構造の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。

公共交通機関の運行維持を図るとともに、地域が担う多様な輸送サービスにより、通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。

日常生活を支える道路や、污水处理施設、良質な居住環境などの整備を進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
生活圏中心都市への 1 時間アクセス圏域	71.5%	➡	72.4%
污水处理人口普及率	63.9%		72%

生活中心都市へ 1 時間以内に行ける地域の面積の割合です。

污水处理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。

県が実施する施策

道路網の整備と維持管理	・・・	P-192-
地域生活交通の確保	・・・	P-194-
IT 活用の推進	・・・	P-196-
都市・農山漁村空間の保全・整備	・・・	P-198-
居住環境づくり	・・・	P-200-
地域コミュニティの維持・再生	・・・	P-202-

県民の皆さまへ

地域社会の機能を維持・確保するため、農林地の保全や独居高齢者の安否確認等の地域が抱える課題の解決や地域活性化に向けた都市住民との交流事業や特産品の開発などの取組みに参加してください。

バスや鉄道など公共交通機関の維持のためには、住民が自ら利用することが何より大切です。みんなで利用しましょう。

〔取組み事例〕

【一畑電車と沿線の活性化運動】

NPO 法人「菜の花鉄道をつくる会」では、一畑電車沿線を菜の花で彩り、電車利用客の増加と地域の活性化につなげようと、沿線住民や一畑電鉄職員とともに休耕田に種をまき、毎年春には「菜の花鉄道まつり」を開催しています。

【移動が困難な方への輸送サービスの提供】

雲南市大東町には、福祉車両を所有するタクシー会社がないため、身体障害者や要介護者等が、病院等へ通う際の移動が困難でした。NPO 法人「ほっと大東」は、車いす対応車両等を用いて、これらの人々に対して有償で病院の送り迎えなどを行っています。

このほか、松江市、浜田市、安来市においても、NPO 法人が同様の輸送サービスを行っています。

【ボランティアによる道路の清掃・美化活動】

県内各地において 300 を超える団体が、「ハートフルロードしまね(島根県道路愛護ボランティア制度)」を利用して、県が管理する道路の清掃や緑化、草刈りなどのボランティア活動に取り組んでいます。邑南町の道路愛護団体「馬野原夢街道」は、道路沿いにサルビアやマリーゴールドなど四季折々の花を植え、道行く人たちの目を楽しませています。

政策 4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

目 的

豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

平成 17 年に宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が高まっています。
平成 19 年の「古代出雲歴史博物館」開館や石見銀山の世界遺産登録により、島根の歴史と文化に対する関心が高まっています。
美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、環境への負荷の少ない循環型社会に向けての県民一人ひとりの取組みが必要です。

取 組 みの 方 向

県民参加による森づくりなど自然環境保全の取組みを推進します。
自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の抑制などの取組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
自然公園等の年間利用者数	865 万人	➡	865 万人
景観づくりに関する住民協定数	212 件		220 件
島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	57.2%		60%
地球温暖化対策協議会の会員数	5,642 人		11,100 人

～ 自然環境、文化・歴史の保全と活用に取り組んでいる状況をみる指標です。(施策参照)

県が実施する施策

多様な自然の保全	・・・	P-228-
自然とのふれあいの推進	・・・	P-230-
景観の保全と創造	・・・	P-232-
文化財の保存・継承と活用	・・・	P-234-
環境保全の推進	・・・	P-236-

県民の皆さまへ

自然学習施設や自然公園などを利用したり、身近な自然とふれあうことで、潤いややすらぎを感じる生活を楽しみましょう。

花と緑にあふれるまち並みを増やし、美しい景観づくりに努めましょう。郷土の歴史・文化遺産への関心を深め、貴重な地域資源として保存・継承する活動に積極的に関わっていきましょう。

冷暖房の適切な温度管理やエコドライブに心がけ、エネルギーの節約に取り組みましょう。ごみを出さない、使えるものは繰り返し使う、出ってしまったごみはリサイクルしましょう。

〔取組み事例〕

【森づくりと環境負荷の軽減に向けた実践活動】

県内各地で森づくりに向けた取組みが展開されています。NPO 法人「もりふれ倶楽部」は、森林ボランティアを養成し、間伐等の作業や里山自然塾などの啓発活動を精力的に実践しています。また、「しまね企業参加の森づくり制度」による県内企業の森林保全活動も進められています。

女性を中心に結成された「環境とエネルギーを考える消費者の会」では、消費者の立場で無理なく実践できる省エネの実践方法を広めるなど、環境保全意識の啓発活動を展開しています。

【蓮華会舞の保存活動】

隠岐の島町の隠岐国分寺に伝わる蓮華会舞は、舞楽の流れをくむ芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。奈良・平安時代に日本に伝えられた舞楽の多くは既に廃れていますが、この蓮華会舞は、いにしへの姿を今に伝える貴重な古典芸能です。平成 19 年の本堂焼失の際には面・衣装・楽器などすべての用具を失いましたが、「隠岐国分寺蓮華会舞保存会」を中心とした地元の熱意と努力により、わずか半年あまりですべての用具を復元し、保存・伝承活動を続けています。

【景観の保全創造活動】

「築地松景観保全対策推進協議会」では、出雲市、斐川町の 151 地区で住民協定を締結し、行政ともタイアップして築地松の剪定などの維持管理や町並み保全に取り組みむとともに、職人の後継者育成、子供ついじまつ教室や観光客への PR など、幅広い景観活動を行っています。

また、益田市の「鎌手ふるさとおこし推進協議会」は、美しい海岸沿いに水仙を植える「水仙の花咲く里づくり」活動を平成元年から続けています。100 万本もの花が咲く全国有数の水仙園は、地域の高齢者や小・中学生など多くの人によって広がりつつあり、訪れる人々の心を惹きつけています。

施策 I-5-4	U・Iターンの促進
-------------	-----------

目 的

U・Iターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介などにより、定住の促進を目指します。

現 状 と 課 題

島根は、若年者の県外流出などによる人口減少や少子高齢化により、総人口はもとより生産年齢人口の減少による経済的な活力の低下が危惧されています。

近年、団塊の世代の大量退職を契機として、都市住民の中で田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっています。この機会をとらえて、本県の魅力を情報発信するとともに、農山漁村での生活体験や二地域居住などを通じて、定住やU・Iターンに結びつけていくことが必要です。

県では、(財)ふるさと島根定住財団を総合的な窓口として、U・Iターン希望者に対する相談や情報提供、無料職業紹介、農林水産業などの産業体験などを実施し、定住を推進しています。なお、平成18年度末の無料職業紹介での就職決定者は92人、産業体験での県内定着者は514人(累計)となっています。

県内の市町村では、U・Iターンの取組みが活発化していますが、U・Iターン者の定住を一層推進していくためには、関係団体や企業、地域住民が一体となった取組みが必要です。

取 組 み の 方 向

市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働してU・Iターンを促進します。

U・Iターン希望者への総合的な情報提供を実施します。

U・Iターンに必要な就業や住居の確保を支援します。

島根県での暮らし体験や二地域居住など、定住、U・Iターンに結びつける取組みを支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	→	平成23年度
U・Iターン希望者の産業体験終了後の定着者数(4年間)	-	→	120人
U・Iターン希望者のための無料職業紹介による就職決定者数(4年間)	-		200人

(財)ふるさと島根定住財団が行う農林水産業、伝統工芸産業などへの産業体験事業修了後、県内で就業、就職した人の数です。これまでの実績を基に、年間定着者数30人程度を目指します。

(財)ふるさと島根定住財団が行う無料職業紹介により就職が決定した人の数です。これまでの実績を基に、年間就職決定者数50人程度を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
ふるさと島根定住推進事業 〔担当課〕地域政策課	島根県の持つ豊かな自然、歴史そして生活環境など様々な魅力を重層的に情報提供するとともに、産業体験や田舎暮らし体験等を通じて実際に体感してもらうことにより、U・Iターンを促進します。
島根暮らしU・Iターン支援事業 〔担当課〕地域政策課	U・Iターン者を増加させるために、無料職業紹介、住宅相談・住宅情報の提供、農業講座などを実施するとともに、市町村や民間団体、企業と連携して交流・定住の推進に取り組みます。

施策 I-6-1	情報通信基盤の整備促進
-------------	-------------

目 的

光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備を促進します。

現 状 と 課 題

県内のほぼ全域において、既存の電話回線やケーブルテレビを使った高速インターネット環境は整ってきていますが、近年、技術の進歩に伴い、情報通信環境は、光ファイバーなどによる超高速インターネットに移行しつつあります。

しかし、県内の超高速インターネットサービスの利用可能世帯率は低く、超高速情報通信環境の向上が求められています。

また、携帯電話やテレビ放送は、災害時や緊急時の情報通信ツールとしても重要な役割を担っていますが、県内には携帯電話の通じない不感地域が少なくないうえ、地上波デジタル放送への移行に伴う難視聴地域の拡大が懸念されます。


取 組 み の 方 向

光ファイバーなどの超高速インターネットの条件不利地域への導入について、国・市町村などと連携して、民間通信事業者の積極的な設備投資を促すとともに、地域の実情に応じた情報通信基盤の整備を進めていきます。

携帯電話の不感地域にかかる受信環境の改善について、市町村と連携し、携帯電話事業者へ積極的に働きかけていきます。

テレビ放送の地上波デジタル放送への移行に向け、新たな難視聴地域が発生しないよう、市町村と連携し、国・放送事業者へ働きかけていきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
光ファイバーによる超高速インターネットサービス利用可能世帯率	57.0%		62%

光ファイバーによる超高速インターネットサービスの利用可能な基盤が整備され、接続が可能な状態となっている世帯の割合です。国の整備目標達成の伸びに準じて目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
ブロードバンド環境整備促進事業 〔担当課〕 情報政策課	県内全地域における FTTH による超高速インターネット環境の実現に向け、市町村や通信業者と連携しながら情報通信基盤の整備を促進します。
携帯電話不感地域対策事業 〔担当課〕 情報政策課	移動通信用鉄塔の整備への財政支援や、通信事業者への改善の働きかけなどを行い、市町村と連携しながら、携帯電話の不感地域の解消を目指します。
テレビ難視聴対策事業 〔担当課〕 情報政策課	ケーブルテレビ施設整備の促進によるテレビ難視聴地域の是正や、地上デジタル放送への円滑な移行に向けた市町村への支援、関係機関への働きかけを行います。
地域公共ネットワーク整備事業（農村地域） 〔担当課〕 農村整備課	農村地域における FTTH による超高速インターネット環境の整備を進め、ブロードバンドサービスの地域格差の解消を目指します。

施策 I-6-3	航空路線の維持・充実
-------------	------------

目 的

航空路線の維持・充実により、県営3空港の利便性の向上を目指します。

現 状 と 課 題

東京、大阪などの大都市圏から遠く離れている本県にとって、航空ネットワークの維持・充実は必要不可欠であり、需要が高い路線については、利便性を向上するため増便やダイヤ改善に取り組む一方、利用が低迷している路線については、利用促進への一層の取組みが求められます。

2010年(平成22年)10月に羽田空港第四滑走路の供用開始が予定されており、今後、各空港での利用促進に取り組みながら、東京路線の増便や路線開設を図っていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

東京・大阪などの大都市圏と結ぶ航空路線について、増便やダイヤ改善など運航体系の改善などにより、航空路線の維持・充実を図ります。

本土と離島を結ぶ航空路線の維持を図ります。

中国(上海)へのチャーター便の運航を支援しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
出雲空港の年間乗降客数	744千人		770千人
萩・石見空港の年間乗降客数	71千人		81千人
隠岐空港の年間乗降客数	50千人		51千人

各空港の路線ごとの潜在需要や今後の就航機材の見通しなどを基に目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
出雲空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、出雲空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。
萩・石見空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、萩・石見空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。
隠岐空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、隠岐空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。また、本土と離島を結ぶ航空路線については、路線維持のため、運航費に対する支援を実施します。
空港国際化事業 〔担当課〕 交通対策課	アジアを中心とした近隣諸国への渡航を容易にし、利便性を向上するため、中国（上海）へのチャーター便の運航支援を継続しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。

施策 II-1-5	交通安全対策の推進
--------------	-----------

目 的

交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

現 状 と 課 題

県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数とも減少傾向となっています。特に、平成 19 年の死者数は、昭和 33 年以降では最少となりました。今後この減少傾向を定着させていく必要があります。

死亡事故の特徴としては、「高齢者」や「夜間・国道」の割合が高くなっています。特に本県では、運転免許の所有者に対して高齢者が占める割合は、全国一であり、毎年、多くの高齢者が交通事故の犠牲になっています。

交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認など基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を自動車運転者や自転車利用者を含め、県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備など、交通環境の整備が求められています。

取 組 み の 方 向

県民の交通安全意識を高めるため、自動車運転者や自転車利用者を含め、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。

増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、戸別訪問指導など効果的な交通安全教育を推進するとともに、シルバーリーダーの養成などにより、高齢者の交通安全対策を強化します。

夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道 9 号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。

安全快適な歩行のために、「あんしん歩行エリア」や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の新設、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備など、道路交通環境を整備します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
交通事故年間死者数	42 人	40 人以下
交通事故年間死傷者数	3,131 人	2,800 人以下
歩道の整備率	71%	79%

国を挙げて交通事故死者数の減少を目指しており、平成 24 年までに交通事故死者数 5,000 人以下とする政府目標に対応し、県内では、平成 24 年までに死者数 37 人以下を達成する必要があること及び第 8 次鳥根県交通安全計画を基にして、それぞれの目標値を設定しました。数値は暦年（1 月～12 月）です。

県管理道路のうち、歩道が必要な区間 1,340 km に対する整備率です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
交通安全計画策定事業 〔担当課〕交通対策課	交通安全施策を着実に推進していくために、交通安全対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な交通安全計画を定めます。
交通安全推進事業 〔担当課〕交通対策課	交通事故防止に向けて県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
安全な歩行・走行のための道路整備事業 〔担当課〕道路維持課	安全に歩行・走行できるように歩道・自転車道の新設、既設歩道の段差解消を実施します。
交通安全啓発事業 〔担当課〕警察本部交通部	交通安全思想の普及・浸透を図るため、ホームページやテレビ・ラジオ等あらゆる媒体を活用し、交通事故の実態や事故防止のポイントを分かりやすく解説するなど、効果的な広報啓発活動を推進します。
交通安全教育事業 〔担当課〕警察本部交通部	県民の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、幼児から高齢者まで、対象に応じた交通安全教育を推進します。特に、高齢者による事故を防止するため、個別訪問指導等高齢者の交通安全教育を強化します。
運転者対策事業 〔担当課〕警察本部交通部	飲酒運転等交通事故に直結する違反の取締り強化や行政処分の早期執行等によって悪質・危険運転者対策を推進するとともに、更新時講習や処分者講習等の内容を充実させ、優良運転者を育成します。
交通管制システム整備事業 〔担当課〕警察本部交通部	渋滞の軽減等交通の円滑と快適性の向上を図るため、キーインフラである光ビーコンの整備や交通情報提供の充実・高度化など、交通管制システムの整備を促進します。
交通安全施設整備事業 〔担当課〕警察本部交通部	交通事故の防止と交通の円滑を図り、快適な交通環境を実現するため、交通信号機のバリアフリー対策や機能の高度化、見やすく分かりやすい交通規制標識・標示の整備など、交通安全施設の整備を促進します。

施策 II-5-2	地域生活交通の確保
--------------	-----------

目 的

県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。

現 状 と 課 題

鉄道、バス、離島航路などの公共交通機関の利用者は年々減少し、交通事業者の経営状況の悪化と、路線の縮小や減便が続いています。このため、通学、通院、買い物等の日常生活に必要な地域生活交通を確保するため、鉄道・バス路線、離島航路の維持に対する支援が必要です。

特に、隠岐諸島については、本土との旅客及び貨物輸送の円滑化、就航率の向上、また大規模災害時に避難・救助活動、物資輸送の拠点としての役割を果たすことができるよう、港湾施設の整備が求められています。

公共交通が空白である地域では、地域による住民の移送サービスの実施や検討が始まっており、今後、このような取組みがますます重要となります。

取 組 み の 方 向

交通事業者が効率的運行を図るための支援を行うことにより、生活路線を維持・確保します。

沿線住民の利用促進に一層取り組むことに加え、観光客やビジネス客等外部からの利用を拡大します。

交通事業者間の連携による接続の改善や、利用者の意見を反映した使いやすいダイヤ編成を働きかけることなどにより、利便性を高めます。

離島航路に必要な港湾について、岸壁や旅客施設、物揚場などの整備を行います。公共交通が空白である地域においては、市町村や NPO 等による住民移送サービス等の取組みを支援することで、地域の移動手段を確保します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
公共交通機関による日常生活の移動が便利だと思う人の割合	17.6%	20%
離島航路の岸壁の整備率	49%	76%

「県政世論調査」において「公共交通機関での移動が便利」「不便だが以前に比べると便利になった」と回答した人の割合です。

整備中の離島航路寄港地（七類港、西郷港、別府港）の計画総延長に対する実施済み延長の割合です。優先度を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
JR 利用促進事業 〔担当課〕交通対策課	山陰本線及び地方ローカル線の運行水準の維持はもとより、今後の維持、存続が危惧される路線の活性化のため、利用促進団体が行う事業に対して支援を行います。
バス路線運行維持事業 〔担当課〕交通対策課	生活交通バス路線を維持し、利用しやすいダイヤと便数を確保するため、運行の維持に必要な経費を補助する等の支援を行います。
一畑電車運行維持事業 〔担当課〕交通対策課	一畑電車の運行を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、運行維持に必要な経費を支援するとともに、沿線自治体と利用促進事業に取り組みます。
隠岐汽船運航維持事業 〔担当課〕交通対策課	隠岐本土間の航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。
島前内航船運航維持事業 〔担当課〕交通対策課	島前内航船航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。
新幹線等の整備促進事業 〔担当課〕交通対策課	県内と大都市圏を短時間で往来できるようにするため、在来線と新幹線との直通運転が可能なフリーゲージトレインについて関係団体の要望活動、地元気運醸成活動を支援し、導入実現を目指します。
離島航路整備事業 〔担当課〕港湾空港課	西郷港、七類港など隠岐航路に係る人や物の流れの拠点になる港について、大規模災害発生時の避難、救助活動、物資輸送に対応できる耐震構造の岸壁の整備、利便性向上のための臨港道路の整備などを行います。

施策 II-5-3	IT 活用の推進
--------------	----------

目 的

県内ほぼ全域において整った高速インターネット環境を活用し、県民の日常生活や産業活動における行政上の手続きやサービス提供面での利便性を高めます。

現 状 と 課 題

インターネットは、県民の日常生活における便利なツールとして、身近な存在となっています。

とりわけ本県のように地理的に不利な条件にある地域を抱える自治体にとって、ICT（情報通信技術）の利活用は、行政手続き等の面でも効率的で便利な手段といえます。

行政分野においても、インターネット上で申請や届出などができる「電子的な総合窓口」を開設し、県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図ることは今後ますます重要かつ必要となります。

また、行政と県民とを結ぶ広聴広報面でも、スピーディーで分かり易い情報提供が可能となります。

情報の安全確保がますます重要になっているため、外部からの不正なアクセスなどの脅威から情報資産を守り、県民の個人情報の保護、正確な情報提供及び安定した行政サービスの提供などが必要です。

取 組 み の 方 向

県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図るため、インターネット上での申請や届出に関する利便性の向上を図り、行政分野におけるオンライン利用手続きの利用を促進します。

県民へのタイムリーで分かりやすい情報発信や、県政に関する県民からの意見提出手続きの簡便さという利便性の向上を図り、スピーディーで質の高い住民サービスの提供を実現します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	▶	平成 23 年度
電子申請・届出等の年間利用件数	8,000 件		15,000 件

電子申請・届出等、インターネットを利用した行政手続き件数で、毎年 20% 程度の伸びを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
電子県庁の推進 〔担当課〕情報政策課	県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット上に県の「電子的な総合的窓口」を開設し、ITを活用した行政運営を行います。
公的個人認証サービス提供事業 〔担当課〕情報政策課	行政手続のオンライン化に必要となる、個人の電子署名の真正性を証明する電子証明書を、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供し、本人確認を可能にするサービスを提供します。
行政情報通信基盤整備事業 〔担当課〕情報政策課	全県域 WAN 等の情報通信基盤を整備し、各情報通信システム、及び行政職員に対して、共通的なサービスを提供することにより、全体的な行政コストの削減、業務効率化、セキュリティを確保します。
統合型地理情報システム整備事業 〔担当課〕土地資源対策課	地理情報を利用する業務の効率化や施策の企画立案支援に資するとともに、県民・市町村へ積極的な情報発信を行うため、統合型地理情報システム（GIS）を整備・運用します。
公共事業支援統合情報システム推進事業 〔担当課〕技術管理課	公共事業の調査、計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面、書類及び写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報を交換、共有、連携できる環境をつくります。

施策 II-5-4	都市・農山漁村空間の保全・整備
--------------	-----------------

目 的

適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。

現 状 と 課 題

中心市街地の空洞化や未利用地の拡大等に対し、適切な規制や計画的な土地利用のもと、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトな都市構造を実現するとともに、公園の整備、電線類の地中化などを推進する必要があります。

農山漁村では、過疎化・高齢化により農林地をはじめとする資源管理体制が弱体化するとともに、存続が危ぶまれる集落が生じています。

国民の価値観が多様化する中で、森林を癒しの空間として考える森林セラピーや二地域居住など新たなニーズもあります。

中山間地域では、クマやサル、イノシシなどの野生動物が出没し、農作物だけではなく、人へ被害を加えるなど地域住民の生活を脅かしています。

取 組 み の 方 向

既存の社会基盤を有効に活用するため、土地利用の規制誘導を図るとともに、中心市街地における空洞化防止を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による社会基盤の整備や土地の効率的な利用を促進します。

良好な町並みの景観を形成するために、市街地などにおいて電線類の地中化などを推進します。

生活空間としての農山漁村の質の向上を進めるとともに、美しい景観や癒しの空間など農山漁村が持つ多面的機能を維持・保全します。

都市と農山漁村の交流を推進するために、特産品の掘り起こしや情報発信力の強化を図るとともに、交流・体験施設等の整備を進めます。

農山漁村滞在や二地域居住など都市住民のニーズに応える体制を整備するとともに、空き家の再利用や必要な施設の整備を進めます。

有害鳥獣による被害を防止するため、組織的・広域的な体制の構築と被害防止施設等の整備を推進するとともに有害鳥獣対策への県民理解を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
鳥獣対策集落協議会設置数	0 組織	17 組織
土地区画整理事業による市街地の整備面積	1,271ha	1,310ha
電線類地中化等整備率	75.5%	94%

有害鳥獣被害対策のために設置される集落協議会の数です。各地域において、被害を及ぼす鳥獣の生息状況や、その被害状況から目標値を設定しました。

土地区画整理事業は、土地の区画整形のほか、宅地及び街路、公園等の公共施設の整備により良好なまちづくりを図る事業です。平成 23 年度末までの整備予定面積より目標値を設定しました。

電線類地中化等の全体計画延長に対する整備済み延長の割合です。これまでの整備実績と今後の整備予定を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
国土利用計画策定事業 〔担当課〕土地資源対策課	総合的かつ計画的な土地利用を図るため、県国土利用計画を改定するとともに、市町村には市町村国土利用計画の改定を指導・支援します。
地籍調査事業 〔担当課〕用地対策課	市町村が実施する地籍調査事業（まちづくりの基礎資料の作成や土地取引の円滑化等のため、一筆毎の土地について、所有者や面積、地目、境界などの調査を行い、その結果を現地復元が可能な地図やデータとして記録保存します）が円滑に行われるよう支援します。
都市の一体的な整備・開発及び保全計画の策定事業 〔担当課〕都市計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域の指定や各種都市計画の決定、変更を行います。
<市街地整備事業> 市街地開発事業 〔担当課〕都市計画課	道路、公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用の増進を総合的・一体的に進めることにより、新たな土地利用に対応した健全な市街地を整備します。
地域の特性を活かした個性のあるまちづくりの支援 〔担当課〕都市計画課	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を推進し地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ります。
都市公園整備事業 〔担当課〕都市計画課	県民ニーズに対応したサービス（県民の余暇活動拠点、都市防災拠点、地域振興拠点等）を提供できる都市公園整備を実施し、県民の健康を増進します。
快適な都市空間創出のための電線類地中化事業 〔担当課〕道路維持課	良好な町並み景観の形成と安全性、快適性を確保するために、道路管理者と電線管理者が連携して、市街地等において電線類地中化等による無電柱化を推進します。
農村地域の定住条件の整備事業 〔担当課〕農村整備課	中山間地域において、生産基盤の整備と併せて、農村地域の生活基盤や地域の特色を活かした都市住民との交流基盤を総合的に整備します。
中山間地域等直接支払事業 〔担当課〕農業経営課	農地の適正な管理を通じて、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保します。
野生鳥獣被害対策事業 〔担当課〕森林整備課	鳥獣被害の軽減に向けた取組みを推進します。

施策 II-5-6	地域コミュニティの維持・再生
--------------	----------------

目 的

行政や地域住民に加えて、NPO など地域の内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。

現 状 と 課 題

県内の中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手が不足し、冠婚葬祭など日常生活における相互扶助や、農地の維持管理などの共同活動の維持が難しくなっています。

県民が、住み慣れた地域で安心して生活していくために必要となる集落機能の確保には、その基礎となる地域コミュニティの維持・再生が必要です。

地域コミュニティの活動には、地域住民だけでなく、NPO や関係団体など地域の内外から多様な主体が参画することが重要です。

都市住民と中山間地域の意義や価値観を共有しながら交流することにより、地域の再生に取り組むなど、総合的に施策を展開していく必要があります。

取 組 み の 方 向

中山間地域を中心として、多様な主体が参画して行う地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを支援します。

農山漁村民泊や農林業体験などを推進します。

地域課題の解決や地域の活性化のため、地域の資源を活用して継続的に行う民間団体やグループの取組みを支援します。

農地・水・環境の保全・向上に向けた取組みを通じて、都市住民等の協力を得ながら地域を支える仕組みづくりを促進します。

活力や機能が低下した集落を含めて、環境・福祉・文化・産業等を総合的、かつ、広域的に補完できる新たな仕組みづくりを促進します。

農業生産や農地の維持のみならず生活維持等の機能を有する地域貢献型の集落営農組織の新規設立と機能強化を促進します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
地域コミュニティの再生に取り組む市町村数	5 市町村	→	21 市町村
地域貢献型集落営農組織数	0 組織		200 組織

地域コミュニティの維持・再生に取り組む市町村数で、全市町村が取り組むことを目指します。地域貢献型集落営農組織とは農業のみならず農村社会維持を目的とした農業外の分野にも取り組む集落営農組織です。なお、集落営農組織とは、集落など地縁的まとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動組織です。平成 20 年度から実施する「地域貢献型集落営農確保・育成事業」等の活用を踏まえて目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
中山間地域活性化重点施策推進事業 〔担当課〕地域政策課	中山間地域活性化計画に掲げる重点施策（重点テーマ）を推進するために市町村が主体的・積極的に実施する事業を支援します。重点施策に関する事業への補助事業のほか、駐在職員の配置など総合的な支援を行います。
地域づくり支援事業 〔担当課〕地域政策課	地域課題の解決や地域活性化に向けた実践的な活動を支援するため、県内の民間団体やグループ、企業等の活動に対して一定の経費を助成するほか、「担い手」を育成するために、交流・ネットワークづくりの場の提供、スキルアップするための機会の提供や情報発信を実施します。また、田舎ツーリズムによる都市と農山漁村の交流を推進し、地域づくりを支援します。
中山間地域研究センター事業 〔担当課〕地域政策課	中山間地域専門の総合研究機関である島根県中山間地域研究センターにおいて、中山間地域における現状と課題を把握した上で、今後の施策の発展方向を地域現場での実践を通して研究し、具体的な支援施策の提言や住民への研修、総合的な情報提供を行います。
農地・水・環境保全向上対策事業 〔担当課〕農村整備課	農家だけでなく非農家等も含めた地域住民による農地、農業用排水路、農村環境を守っていこうとする活動を総合的に支援し、地域協働活動の新しい枠組みづくりを促進します。
地域貢献型集落営農確保・育成事業 〔担当課〕農業経営課	農地の維持、経済の維持、生活の維持、人材の維持などに取り組む「地域貢献型集落営農」の新規設立及び機能強化を行い、本県農業の維持・活性化を図ります。

施策 Ⅲ-4-2	自然とのふれあいの推進
-------------	-------------

目 的

自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを楽しんでいます。

登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。

これまでに整備された自然公園、森林公園や、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や持続可能な利用について学ぶ環境学習の場として積極的に活用することが求められています。

取 組 み の 方 向

自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーの場等として積極的に活用していきます。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、積極的に活用していきます。

河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、生物の生息生育環境やふれあいの場づくりに配慮します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
自然公園等の年間利用者数	865 万人		865 万人
自然学習施設の年間入場者数	75.6 万人		76 万人

国立・国定公園、県立自然公園及び中国自然歩道の利用者数です。観光動態調査結果等を基に公園又は歩道ごとに算出します。現状維持を目指します。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の3施設の年間入場者数です。現状維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
自然公園の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	国立・国定公園、県立自然公園の自然を保護しながら、安全で快適に利用してもらうため、公園内の行為に対する許可や公園内の施設の整備・補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
中国自然歩道の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	県内の中国自然歩道を安全で快適に利用してもらうため、自然歩道内の施設の整備や補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
県立しまね海洋館の管理運営 〔担当課〕地域政策課	日本海を中心とした水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。
< 河川・海岸環境整備事業 > 河川環境整備事業 海岸環境整備事業 〔担当課〕河川課	自然環境との調和を保ちながら、親水性、生態系に配慮した河川・海岸の整備を行います。

施策 Ⅲ-4-5	環境保全の推進
-------------	---------

目 的

県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

大気・水質環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。

島根県では、2010年の二酸化炭素の排出量を1990年に比べ2%削減することを目標としていますが、2004年時点では14.6%増加している状況です。

日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、新エネルギー導入などによる二酸化炭素排出抑制に取り組むことが求められています。

一般家庭や事業所等からの廃棄物の排出量については、近年、減少傾向が見られますが、循環型社会を構築するためには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。

自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。

島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が各分野で進めている対策の連携を強め、より多くの県民、事業者が具体的な二酸化炭素削減の行動に移されるよう取り組みます。

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス利用などの新エネルギーの利活用の促進に向けて、調査・研究や普及啓発を行います。

環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取り組みを進めます。

資源の循環利用や合理的な施肥技術・減農薬など環境への負荷軽減に向けた農林水産業の取り組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	➡	平成23年度
地球温暖化対策協議会の会員数	5,642人		11,100人
公共用水域におけるBOD(COD)環境基準達成率	79.4%		85%
一般廃棄物の年間排出量	261千トン		245千トン
エコファーマー認定数	1,653人		2,200人

地球温暖化防止対策を推進するために民間団体、一般県民、行政機関等で構成する島根県地球温暖化対策協議会の会員数です。当該協議会における平成 22 年度末の目標値です。

公共用水域における BOD(COD)に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34 水域中 27 水域が達成されており、今後 2 水域の達成を目指します。

BOD (COD): 生物化学的酸素要求量。好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の 1 つ。化学的酸素要求量 (COD) が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられます。

県民の取組みと直接関係する家庭や事業所から排出される一般廃棄物の排出量です。「しまね循環型社会推進計画」の平成 22 年度末の目標値です。

エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。販売農家の約 1 割を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
省エネ・3R の県民行動促進事業 〔担当課〕環境政策課	県民や事業者の省エネ、省資源の環境に配慮した行動に対し、エコポイントの付与等の経済的なインセンティブを与える県民運動を展開します。
事業者における地球温暖化対策事業 〔担当課〕環境政策課	二酸化炭素排出量の過半を占める事業者に対し、環境保全と経済活動が両立した地球にやさしいエコ経営の普及を図ります。
産業廃棄物適正処理対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	産業廃棄物処理に対する住民の不安を払拭し、安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制の確保を図るため、排出事業者・処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を行うとともに、不法投棄の発生・再発の防止及び原因者の究明・指導等を行います。
廃棄物の減量化・循環利用対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	県民、事業者、及び行政が一体となって廃棄物の発生抑制 (Reduce: リデュース)、再使用 (Reuse: リユース)、再生利用 (Recycle: リサイクル) の 3R の取組みを促進します。
キラリと光る環境を守る農業宣言推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	農業者・消費者双方が「環境を守る農業宣言」を行うことにより、環境にやさしい農業の推進と県土保全について共通認識に立ち、県民挙げて『環境農業』の推進を図ります。

事業名	概要
<p>人と環境にやさしい農業推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>エコロジー農産物に対する県独自の推奨制度の浸透を図るなど、化学肥料・農薬の大幅な低減に向けた環境にやさしい農業の取組みを推進します。</p>
<p>しまね新エネルギーの導入促進 〔担当課〕土地資源対策課</p>	<p>県が平成 19 年度に改定した新エネルギー導入促進計画に基づき、太陽光発電の公共施設や住宅等への導入や風力発電、地域資源の有効活用を意図した木質バイオマスエネルギー等の導入を促進します。</p>
<p>< 宍道湖・中海の水質保全 > 宍道湖・中海水質保全事業 宍道湖流域下水道運転管理事業 〔担当課〕環境政策課 下水道推進課</p>	<p>宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画を推進し、両湖の水環境及び周辺住民の生活環境の保全を図ります。 宍道湖流域下水道東部浄化センターで窒素・リンを取り除き、宍道湖・中海の水質を保全します。</p>
<p>下水道等の汚泥活用事業 〔担当課〕下水道推進課</p>	<p>県内で発生する下水道等の汚泥を有効な資源として活用します。</p>
<p>建設副産物対策事業 〔担当課〕技術管理課</p>	<p>公共工事の発注者等に建設副産物である建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制、適正処理、再利用等に係る情報、責務、役割を周知し、発注者の受注者への適切な指導等により、再資源化、再利用、再生利用を推進します。</p>
<p>環境犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p>	<p>環境犯罪の検挙対策及び抑止対策を推進するため、関係機関と連携し、合同パトロールや早期発見のための情報収集活動を展開する。</p>
<p>県営電気事業 〔担当課〕企業局施設課</p>	<p>既存の 12 水力発電所と 1 風力発電所の効率的な運転に努めるとともに、新たな発電所を建設します。</p>

目 的

対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPO などとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。

現 状 と 課 題

県民の意向を県政に反映していく上では、様々な手段、機会を通じ、情報を迅速かつ分かりやすく提供する広報と、県民との直接対話や間接広聴事業による広聴の充実が重要です。

社会環境の変化などにより、これまでの公共的なサービスの仕組みを継続することが困難となるケースが生じています。また、このような状況を克服しようとする地域住民や民間事業者等の取組みにとって障害となっている規制の見直しなどが必要となっています。

県民・企業・NPO などと行政がお互いの利点・特性を活かして共通の目的のもとに協働する取組みが進んでいます。特に、NPO は今後の公共サービスの新たな担い手として期待が高まっており、保健福祉や環境保全、まちづくりなど様々な分野で活動を展開しています。

取 組 み の 方 向

知事広聴会、県民ホットラインなど広聴事業を通して把握した県民の意見を県施策に活かすとともに、効果的、効率的な広報を展開します。

県民等の自由な発想や提案を広く汲み上げ、地域社会で求められる役割に応じた県民自らの力による地域課題の解決や、地域活性化を実現する新たな事業の展開を図ります。

協働推進員を配置し県庁内の推進体制を整備するとともに、協働に関する理解を深めるための研修や、協働事業の実践を通し職員の意識改革を行います。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
県の広報に対する満足度	57.0%	➡	60%
県と協働した年間団体数	385 団体		800 団体

県内に居住する満 20 歳以上の県民の意見を聴く「県政世論調査」において広報全般について「満足している」と回答した人の割合です。より効果的な広報に努め県の広報に対する満足度を高めます。

共催、委託、補助、事業協力、施策提言などの形態により県と協働した NPO 法人、任意団体、企業などの数です。毎年 80 団体程度の増加を見込み、4 年後に協働団体数の倍増を目指します。

目 的

住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

現 状 と 課 題

地方分権の進展や平成の大合併により本県の市町村数が 59 から 21 に再編され行政体制が総体的に充実したことに伴い、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、より自立性の高い行政主体となる必要があり、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実践する役割が求められています。

現在市町村財政は極めて厳しい状況に置かれていることから、平成 19 年に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断基準を踏まえ、市町村の健全な財政運営に向け、迅速・適切に対応していく必要があります。

県内の市町村のほとんどが、過疎地域自立促進特別措置法をはじめとした特定地域振興に関する各法律の適用を受ける地域であり、引き続きその振興に向けた取組みを行っていく必要があります。

地方分権が進展する中で、県と市町村はそれぞれの役割を明確にするとともに、相互に連携・協力し合い、新たなパートナーシップを築いていく必要があります。

取 組 みの 方 向


県と市町村との関係については、十分な意見交換の下、各市町村の意向を尊重しながら、対等のパートナーシップの基に、助言等の支援を行っていきます。

地方分権の進展や市町村合併により行政体制が総体的に充実したことを踏まえ、市町村の規模・体制の差も考慮しつつ、基礎的自治体である市町村がさらに行政基盤を充実・強化し、地域住民の意向を反映した主体的なまちづくりができるよう市町村への権限移譲を積極的に進めます。

税源移譲に伴う財政力格差の是正のためには、地方交付税による財源保障・財源調整が不可欠であることから、島根県の考えを国に強く主張していきます。

財政健全化法に基づく財政指標や、公会計制度の導入などを通じ、市町村行財政の健全化に向け助言・支援を行っていきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
市町村への権限移譲項目延べ数	137 項目		374 項目

住民サービスの充実に向け、権限を県から市町村へ移した事務の項目数を指標としました。市町村への権限移譲計画（平成 19 年 3 月改訂版）のメニュー事務のうち、重点推奨項目をすべての対象市町村へ移譲することを目指します。

目 的

中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

現 状 と 課 題

県では、これまでも、「財政健全化指針（平成 14 年 12 月策定）」や「中期財政改革基本方針（平成 16 年 10 月策定）」に基づき、全国的に見てもトップレベルの厳しい改革を行ってきました。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取組みに伴い、今後も更なる地方交付税の削減が見込まれるなど、一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。本県財政の構造的収支不足は今後も 200 億円台後半が見込まれ、このままでは、平成 22 年度にも基金が枯渇し、財政再建団体への転落が危惧される非常事態です。

一方で、本格的な地方分権時代を迎え、自らの創意工夫と責任で活力に満ちた島根を築いていくためには、県が自主的に財政健全化を進め、この難局を乗り切っていく必要があります。

このため、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に基づき、総人件費の抑制や外郭団体の見直しなど、行政の効率化・スリム化に徹底して取り組むとともに、県の行財政全般にわたる徹底した改革を行い、必要な財源の確保に努めます。

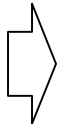
取 組 み の 方 向

一定程度の規模の基金を確保しつつ、段階的に収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とし、中長期的に持続可能な財政運営を実現します。

具体には、概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。

平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間で集中改革期間とし、抜本的な改革を集中して実施します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
毎年度発生する収支不足額	260 億円程度		50 億円程度

行政の効率化・スリム化で 90 億円程度、事務事業の見直しで 50 億円程度、財源の確保で 70 億円程度収支改善を達成することを目標とします。

目 的

時代の変化に迅速に対応できる活動的な組織、民間の知恵や経験が取り入れられる柔軟な組織の構築に向け、不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。

現 状 と 課 題

地方分権が一層進展する中で、社会経済情勢の急激な変化や多様化・高度化する県民ニーズに適宜的確に対応することができる組織体制に、常に見直していく必要があります。

これまでも、簡素で効率的な執行体制の整備を図る観点から、組織のフラット化・グループ化や、地方機関の統廃合等の見直しを進めてきました。また、平成 15 年 4 月から平成 24 年 4 月までの 10 年間で、一般行政部門の職員を中心に 1,000 人を削減する計画に取り組み、平成 19 年度までにほぼ 500 人を削減してきました。

厳しい財政状況が続く中で、更なる行政の効率化・スリム化に取り組む必要があり、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」においては、1,000 人の定員削減に加え、今後 10 年間で更に 500 人程度の追加削減を行うこととしています。

社会経済情勢が厳しい中、県行政に対する県民の関心は一層高まっており、この県民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりが、持てる能力を最大限に開発・向上させながら、県の組織目標を達成すべく総力を結集していくことが必要です。

あわせて、高い使命感や倫理観を持ち、幅広い知識・経験に裏打ちされた能力とスペシャリストとしての能力を兼ね備えた公務員像の実現を目指す必要があることなどから、職員の意識改革と資質向上が急務となっています。

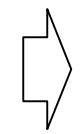
取 組 み の 方 向

県の組織については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直します。

職員数については、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に掲げたとおり、1,000 人の定員削減計画を着実に進めるとともに、事務事業の見直しによる業務量削減や組織の見直しなどにより 500 人程度の追加削減に取り組みます。

職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
職員削減数	511 人		1,000 人

教員・警察官等を除く職員の定数を削減する目標です。

目 的

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、事業の成果の検証と評価を実施し、以後の県政運営の改善と行政資源の最適配分に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。

現 状 と 課 題

徹底した行財政改革の実施や地方分権の進展に伴い、限られた行政資源を有効に活用し、自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開が要請されており、より成果を重視した政策主導型の県政運営を行っていく必要があります。


県では、平成 15 年度から、県民の視点に立った成果重視の行政を実現すること、効率的で質の高い行政運営を実現すること、県民に対する行政の説明責任を果たすことをねらいとして、「行政評価システム」を導入し、事業の実施結果を計画に基づいて評価し、改善に結びつける取組みを進めてきました。

厳しい財政状況の中にあっても、県政運営の改善に役立つ新しい行政評価の仕組みづくりと、評価作業の効率化・スリム化を図っていく必要があります。

取 組 みの 方 向

島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、また計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
行政評価の結果を事業の改善に反映した事務事業の割合	73.5%		100%

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の実現のためには、PDCA サイクル(事業の実施結果を計画に基づき評価し、以後の改善に結びつける手法)による行政評価を実施することが基本となることから、この指標を設定しました。すべての事務事業で実施することを目指します。